議案第47号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和元年6月12日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 超過勤務の上限時間等に係る規定を追加するとともに、規定の整備を図る 必要があるので、本案を提出する。 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月世田谷区 条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条本文中「以外の勤務」の次に「(以下「超過勤務」という。)」を加え、 同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」 を「超過勤務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、 教育委員会規則で定める。

第11条の2第1項中「第10条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)」 を「超過勤務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)の 一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年3月世田谷 区条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第10条に規定する勤務」を「第10条第1項に規定する超過 勤務」に改める。